	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３０）		
	②印鑑証明書（注３０）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３０）		
	④土地の取得を証する書類等（注３１）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３２）		
	⑥発電設備の内容を証する書類（注３３）		
	⑦構造図（注２８）（注２９）（注３４）		
	⑧配線図（注３４）（注３５）		
	⑨接続の同意を証する書類の写し		
	⑩事業実施体制図（注３６）		
	⑪関係法令手続状況報告書（注３７）		
	⑫再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注３８）		
	⑬再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注３９）		
	⑭補助金確定通知書（注４０）		
	⑮発電設備の所在する都道府県内に小売供給の５割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電		